

平成 28 年度（第 63 年度）全国農業協同組合中央会 事業報告

（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

I. 農業・農村・農業協同組合をめぐる情勢と JA グループの対応

第 27 回 JA 全国大会決議の実践 2 年目となった平成 28 年度は、大会の 3 つの基本目標である「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を実現するため、JA・連合会と連携し JA の自己改革の支援に取り組むとともに、JA グループとして、『魅力増す農業・農村』の実現に向けた JA グループの取り組みと提案」を決定し、「1 円でも多く生産者手取りを確保し、1 円でも安く良い資材を供給する」取り組みの一層の具体化を進めました。

政府の規制改革推進会議、農林水産業・地域の活性化力創造本部等では、平成 31 年 5 月末までの「農協改革集中推進期間」において、自己改革の進捗状況をフォローアップすることが盛り込まれるなか、各 JA が自己改革を着実に実践し、組合員、担い手、地域住民に評価され、必要とされる組織づくり、総合事業の展開を進め、その成果を広く国民に発信していくことが必要であり、グループを挙げて取り組みを進めています。

国際情勢については、平成 25 年より開始された日 EU・EPA 交渉は、29 年 6 月から急劇に加速し、7 月 6 日に大枠合意が確認されました。

JA グループは、6 月以降、国会決議に基づき農林水産物の重要品目の再生産に必要な国境措置等の確保を求めて取り組みを進めてまいりましたが、今後は、農業の国内対策にかかる対応が急務であることから、農業者との対話と協議のなかで、万全な予算措置および関連法制度の確保に向けた取り組みを展開してまいります。また、米国を除く TPP 交渉参加 11 カ国との今後の協議（TPP11 協議）の動向も注視してまいります。

東日本大震災の発生から 6 年、熊本地震の発生から 1 年が経過するなか、被災地関係者の努力とそれを後押しする各方面の支援により復興は前進しています。一方、異常気象による豪雨災害等が各地で発生し、農業・農業者・地域の生活に不安を与えることも少なくありません。震災の被災地では復興前の完全な姿に取り戻すまでには相当な時間を要することから、未曾有の大震災を決して風化させることなく、被災地の目線に立った継続的な支援、政策の実現を求めていく必要があります。

これらの情勢に対し、JA グループは協同の力を活かし、地域の農業と暮らしを支えて行くとともに、これらの役割を今後も果たすべく、自己改革を推し進めてまいります。

Ⅱ. 第 27 回 JA 全国大会決議の着実な実践（事業経過）

1. 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

- 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向け、「『魅力増す農業・農村』の実現に向けた JA グループの取り組みと提案」を決定しました。
- 11 月の規制改革推進会議農業 WG の意見に対して、現場段階での働き掛け、全国運動等で JA グループの意見を主張し「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂では一定の歯止めをかけることができました。
- 指定生乳生産者団体制度等改革については、指定団体の機能発揮の重要性や場当たりの利用を認めない部分委託のルール化、関係者との十分な調整など JA グループの主張を入れ込むことができました。

（1）JA 営農・経済事業、担い手支援の強化

- 第 27 回 JA 全国大会決議の着実な実践に向け、「JA 中期経営計画」（JA 地域農業戦略・自己改革工程表）の策定・実践を推進するため、「自己改革工程表策定・実践の手引き」を作成するとともに、JA・県域への個別支援を行いました。
- JA の販売力強化に向けた販売事業戦略の策定支援（ケース教材策定・研修）として、ケースメソッド教材対象先を選定・完成し、全国研修会を開催しました。
- 6 次産業化については、担当者研修会を開催するとともに、「JA グループ 6 次産業化商品コンテスト」を開催しました。
- 食の安全確保対策としては、オリンピック・パラリンピック組織委員会食材調達ワーキンググループにおいて、第三者による認証が要件となる見通しとなったことから、「JA グループ食の安全基準（案）」の検討を進めました。
- 営農・経済事業にかかる人材育成支援として、JA 営農担当常勤役員・幹部職員向け研修（JA 営農・経済フォーラム）を開催しました。
- 28 年 4 月に全県で担い手サポートセンターが設置されたことを受けて、全国担い手サポートセンターの事務局として、全国担い手サポートセンターニュースの定期発行など、県域サポートセンターの活動を支援しました。
- 農業経営管理支援については、各種研修会等を開催するとともに、システム導入コストの低減をはかるため、新たなスキームを提案しました。
- 担い手対策としては、集落営農の法人化、経営発展をはかるため、第 1 回集落営農サミットを開催するとともに、農事組合法人の設立・運営の手引きを改訂しました。また、JA・県域の新規就農者支援の取り組みの情報を集積した「JA 新規就農支援ホームページ」を開設しました。
- 農業労働力の確保対策として、全中・全農・共済連・農林中金・全国農業会議所・日本農業法人協会が構成する「農業労働力支援協議会」を設立し、確保対策を進めました。

(2) 組合員・JAの求める政策実現に向けた体制の確立

- TPP 協定については、12月9日に TPP 承認案及び関連法案が可決・成立しましたが、国会審議に際して、衆議院 TPP 特別委員会の塩谷委員長および森山・篠原両筆頭理事に対して、生産現場の不安払しょくに資する十分な審議が尽くされるよう働きかけるとともに、TPP に関する正確な理解を促すことを目的に「TPP ハンドブック」(JA 役職員向け、50,000 部)を発行しました。
- 日 EU・EPA は、2013 年 4 月から交渉が開始されてきましたが、12 月に安倍首相から年内の大枠合意の方針が示されたことから、JA グループとして山本農林水産大臣等への要請を重ねるなど、重要品目への適切な配慮や情報開示を強く求めました。
- JA グループとして「1 円でも多く生産者手取りを確保し、1 円でも安く良い資材を供給する」取り組みを進めるため、①食料・農業・農村基本計画の実現、②同計画を可能にする国境措置・個別政策、③産業政策・地域政策・セーフティーネットの組み合わせ、④政策の法制化・恒久化を基本的な考え方とした「『魅力増す農業・農村』の実現に向けた JA グループの取り組みと提案」を決定しました。
- 現場からの積み上げ調査結果をふまえ「平成 29 年度税制改正要望事項」を決定するとともに、作目・課題別に要望の積み上げにより「平成 29 年度農業関係予算に関する要請」を決定しました。こうした取り組みの結果、農業・農協関係税制特例は概ね延長となり、協同組合法人課税についても一定の結論を得ました。
- 11 月 11 日規制改革推進会議農業ワーキンググループは、①全農の購買事業について仕入販売を中止しノウハウ提供型サービスとすること、②全農の販売事業について委託販売を 1 年以内に廃止すること、③全農の取り組みが不十分な場合は国が第二全農を設立すること、④JA の信用事業について事業譲渡を進め 3 年以内に代理店を 5 割にすること、クミカンを廃止すること、⑤公取委は農業者の JA 利用について強制を徹底的に取り締まることを内容とした意見を発表しました。これに対し、県段階・JA 段階の地元選出議員への働きかけや 11 月 21 日の「JA 自己改革等に関する与党との緊急集会」等の取り組みにより、11 月 29 日の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂では、①・②の全農については自主改革を基本とし、全農自らが数値目標を作成し国が進捗管理をすることとされ、事業方式の押しつけなどは削除されました。③～⑤については章ごと削除されました。

(3) 経営安定対策など将来にわたって再生産が可能となる課題別・品目別農業政策の実現と推進

- 28 年産米については、自主的取組参考値の達成に向け、農水省と連携して主産地に対する巡回推進を実施した結果、2 年連続で超過作付が解消され、民間在庫量が減少し、相対取引価格が上昇しました。
- 30 年産を目途とする生産調整の見直しについては、再生協における行政の関与や、収入減少影響緩和対策の仕組み、水田活用の直接支払交付金の予算・単価の確保などを中心とした、「30 年産を目途とする生産調整の見直しに向けた政策提案」をとりまとめ

ました。

- 指定生乳生産者団体制度等改革については、『牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革』に関する JA グループの政策提案」の決定や「JA 自己改革等に関する与党との緊急集会」開催等の取り組みの結果、指定団体の機能発揮の重要性や場当たりの利用を認めない部分委託のルール化、関係者との十分な調整など JA グループの要請等を盛り込んだ「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂がなされるとともに「畜産経営安定法」が改正されました。
- 知的財産戦略の確立と推進については、「地理的表示保護制度（GI 制度）、食と農の景勝地制度、農業分野における知的財産権にかかる課題と今後の取り組み」の決定と取り組みにより GI 登録が増加しました。
- 都市農業基本政策の確立と推進については、「都市農業振興に向けた JA グループの基本的考え方」を決定し、体験型農園の普及のための、JA 職員向け、農家向けの各手引きを発行しました。また、生産緑地法の改正がなされました。

（４）災害復興・支援対策の実施

- ４月に発生した熊本地震については、職員を現地に派遣し JA グループ熊本を支援するとともに、全国の JA グループ各団体等に対する募金の実施と、全国の JA グループの各団体に対して災害復旧を支援するボランティア（JA グループ支援隊）を募集・派遣しました。なお、東日本大震災については、支援募金を 30 年度まで継続して実施しています。

2. 組合員のメンバーシップの強化による組織基盤の強化

○組合員のメンバーシップ強化支援策として、「JA 組織基盤強化マニュアル」・「推進マニュアル」を作成する等、取り組みの加速化をはかりました。

(1) 組合員のメンバーシップ強化支援策の検討・実践

- 「JA 組織基盤強化マニュアル」・「推進マニュアル暫定版①・②」を開発しました。「推進マニュアル暫定版②」の組合員アンケートについては、29年3月末までに35JA（モデル6JA含む）で実施されました。

(2) 地域の活性化に向けた JA 暮らしの活動の推進

- 「JA 暮らしの活動」の先進事例をまとめた「平成27年度 JA 暮らしの活動推進事例集」を発行しました。
- 介護保険事業を通じて、セーフティネット機能を発揮するため、管理者等を対象に事業の継続性確保のための研修会を開催しました。
- 食と農、地域と JA を結ぶ取り組みの実践については、「JA グループ食農教育推進研究会」の設置をするとともに、「平成27年度優良活動表彰」を実施しました。

(3) 農協運動者としての人材育成の実践

- 「第2次 JA グループ人づくりビジョン運動全国方針」を決定しました。
- 県中・全中の共同開発と県中の分散実施ですすすめている JA グループの階層別マネジメント研修（JAMP）については、中央会教育部職員向けのインストラクター養成を目的とする JA 中央会人材育成必須コースならびに JAMP 各コースインストラクター養成研修会を、今年度から複数回開催しました。JAMP は年間1万人超の JA 職員が受講しています。

(4) 青年・女性組織の活性化と JA 運営への意思反映

- 青年組織については、ポリシーブック2016を取りまとめるとともに、今年度から JA 単位のポリシーブック作成支援を実施しました。
- 女性組織については、「JA 女性組織メンバーによる組合員加入運動優良実績表彰」を実施しました。

3. 自己改革の実践を支える経営基盤の確立

- 独占禁止法対応として「営農経済事業と生産者組織のあり方に関する研究会」を設置し、生産部会の運営改善方策等を決定しました。
- JA 全国監査機構の監査法人化への対応を進めました。

(1) 経営管理高度化への取り組み

- 「JA 中期計画・農業振興計画の策定・実践支援研修会」、「JA 経営管理高度化実践 JA 交流・研修会」等を開催しました。

(2) JA 経営の健全性向上の実践

- 内部管理態勢の強化、不祥事再発・未然防止、コンプライアンス意識の維持・向上のため、研修会等を開催しました。
- 営農経済部門の専門的人材の育成を支援するため、「人事ローテーションを補完する内部けん制強化の取り組み事例について」を作成しました。
- 改正農協法の成立を受け、中央会は法的な指導権限を失うことから、今後の経営相談事業について検討を行いました。

(3) 法令・税務・労務等の指導

- 公正取引委員会に「農業分野タスクフォース」が設置されたことや、独禁法違反確認に関する調査対象となる JA が散見されたことから、会議等を通じて注意喚起を行うとともに「営農経済事業と生産者組織のあり方に関する研究会」を設置し、今後の生産部会の運営改善方策およびチェックリストを決定しました。

(4) トップマネジメント機能の発揮と役員教育の実践

- 「JA 新任常勤理事研修会」を開催しました。

(5) JA 全国監査機構の監査法人化への対応

- JA の会計監査人監査実施に向け、29年7月に設立準備が進められている新監査法人の準備作業の支援を行いました。加えて、新監査法人の監査責任者候補となる公認会計士（出向者）を16人受け入れ、JAの公認会計士監査対応のための準備を進めました。

(6) JA グループ情報システム基本構想の実現

- JA グループ情報システム基本構想(平成28~30年度)のもと、全国共同運用センタースキーム全体の整備を行いました。全国共同運用センターの安定運営体制強化に向け、別法人化も視野に入れた検討を進めました。

4. 「食」「農」「協同組合」にかかる国民理解の醸成

- 世論に影響力の大きい「オピニオン・リーダー」による客観的な情報発信に取り組みました。
- 「トップ広報」を積極的に展開し、マスコミとの関係づくりを進めました。

(1) JA グループ広報の基本的な考え方の共有

- 28～30年度のJAグループ広報戦略に基づき、マスコミ対応やオピニオン・リーダーからの情報発信、インターネット等多様な広報媒体の活用に入れたほか、「全中メールマガジン」等によりJAグループ内での情報共有化を進めました。

(2) 訴求対象を踏まえた効果的な情報発信

- 11月の規制改革推進会議での農協改革に関する提言に対して、JAグループの考えを広く国民に理解を醸成するため、全国紙・地方紙に一斉広告を掲載しました。
- 会長定例会見の毎月実施や取材・レク対応のほか、マスコミトップとの懇談会など「トップ広報」を積極的に展開し、パブリシティの重要性を理解してもらう取り組みを行いました。

(3) JAグループ全体の広報力向上に向けた取り組み強化

- 記者会見・懇談会・現地取材ツアーなどへの支援を通じて、地元メディアとのリレーション強化、事例の共有化を行うため、地域密着型広報事業に加え、事業実施案内を行いました。

5. JAグループの自己改革の実践推進と「新たな中央会」に向けた移行対策

- 「自己改革実践トップフォーラム」を開催し、自己改革実践を推進しました。
- 「一社全中のあるべき姿」を決定しました。

(1) JAグループ自己改革の実践推進

- 「自己改革実践トップフォーラム」・「JA 営農・経済フォーラム」等を開催し、地区別の農業実態を踏まえた事例発表、取り組みの課題や成功のポイントの分析・共有化をはかり自己改革実践を推進しました。
- 「農協法5年後検討条項をふまえたJA自己改革の取り組み状況と今後のすすめ方について」を理事会で決定し、組合員評価アンケート等を実施することとしました。

(2) 県中の組織変更に向けた移行対策の検討・実施、高度な機能発揮に向けた体制整備

- 新たな県中への円滑な組織変更に向け、「組織変更の実務」「定款例」「役員選任規程例」等を提示しました。併せて、「組織変更の実務に関する質問・意見と回答」を整理しました。
- 1県1JAの県中央会のニーズと体制をふまえて、全中と県中との実質運営一体化の取り組みを進めるとともに、1県1JAにおける中央会の経営指導分野の機能体制のあり方について検討を進めました。

(3) 一般社団法人全中に向けた改革の実践・検討

- 県中・全国機関等との間で協議を行い、「一社全中のあるべき姿」を決定しました。
- 会員の声を反映した組織運営を実践するため、全中事業アセスメント調査、地区別JA組合長・会長会議等を継続実施するとともに、平成28年度より本会職員の単位JA訪問制度を導入しました。